

倉敷民商弾圧事件

第11回無罪を勝ち取る愛知の会総会

<入場無料>

2024年11月17日(日)

14:00

労働会館東館ホール

金山総合駅から徒歩10分 熱田区沢下町9-7

倉敷民商事件とは 2014年1月から2月にかけて、倉敷民商の事務局員である禰屋町子(ねやまちこ)さんを、脱税ほう助および税理士法違反で、小原淳さん、須増和悦さんを税理士法違反で逮捕起訴したものです。

民商会員であったI建設がおこなった数年間で数千万円という「脱税」に対し、禰屋さんが「脱税」を手伝い、申告書を作成したというのが理由です。

小原・須増さんの裁判は最高裁まで争いましたが、有罪とされました。

しかし禰屋さんの裁判は岡山地裁で2017年3月3日に「懲役2年 執行猶予4年」の不当判決が出され、広島高裁岡山支部で2018年1月に「破棄、差し戻し」の判決が出されました。

差し戻し審では、検察は有罪立証の証拠などを提出するのに4年間半以上かかり、2023年7月から公判が始まっています。その中で明らかになったのは、国税庁は禰屋さんを告発する気がなく、検察主導で起訴したという、とんでもない弾圧事件であることです。

禰屋町子さんは10年を超えて被告人の立場にさらされたままです。事件勝利へお力をぜひお貸してください。

総会にぜひご参加ください。



千田卓司弁護士

禰屋町子さん

総会には千田卓司弁護士にお願いいただき、今後の見通しなどについて、最新の状況についてお話しいただきます。次回公判は秋からになる可能性が高くなっています。

来年1月には被告人とされて11年にもなろうとしている、禰屋町子さんからも決意を語っていただきます。

